

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章 }                      第2章 } (略)                      第3章 }                      第4章 }</p> <p><u>第5章 医療技術短期大学部(第54条)</u></p> <p>附則                      (中 略)                      (職員の種類)</p> <p>第12条 京都大学に次に掲げる職員を置き、法人の職員をもって充てる。                      教授  <u>助教授</u>                      講師</p> <p>助手                      事務職員                      技術職員                      教務職員</p> <p>2 <u>教授、助教授、講師及び助手(以下「教員」という。)</u>は、部局において、教育研究に従事する。</p> <p>3 事務職員は、総務、経理等の事務に従事する。                      4 技術職員は、技術に関する職務に従事する。                      5 教務職員は、教育研究の補助その他教務に関する職務に従事する。                      6 第1項の職員の定数の管理に関し必要な事項は、別に定める。                      (中 略)                      (審議事項)</p> <p>第18条 教授会は、研究科に係る次の各号に掲げる事項について審議する。                      (1) 教育課程の編成に関する事項                      (2) 学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項                      (3) 研究科長の選考及び解任に関する事項                      (4) <u>教員</u>の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項                      その他国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)の規定によりその権限に属するものとされた事項                      (5) その他教育又は研究に関する重要事項</p> <p>2 教授会は、特定の事項を審議するため、研究科会議を置くことができる。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 }                      第2章 } (同 左)                      第3章 }                      第4章 }</p> <p>附則                      (職員の種類)</p> <p>第12条 京都大学に次に掲げる職員を置き、法人の職員をもって充てる。                      教授  <u>准教授</u>                      講師  <u>助教</u>                      助手                      事務職員                      技術職員                      教務職員</p> <p>2 教授、<u>准教授</u>、講師及び<u>助教</u>は、部局において、教育研究に従事する。  <u>3 助手は、部局において、教育研究の実施に必要な業務に従事する。</u></p> <p>4 (同 左)                      5                      6 } (同 左)                      7 }</p> <p>(審議事項)</p> <p>第18条 }                      (1) } (同 左)                      (2) }                      (3) }                      (4) <u>教授、准教授、講師及び助教並びに助手(以下「教員」という。)</u>の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項その他国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)の規定によりその権限に属するものとされた事項                      (5) } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>(専攻及び講座)</p> <p>第20条 <u>研究科に専攻を置き、研究科又は専攻に講座を置く。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、第15条第2項の組織においては、地球環境学舎、公共政策教育部及び経営管理教育部に専攻を、公共政策連携研究部及び経営管理研究部に講座を、地球環境学舎に講座に代わる教員組織を置く。</u></p> <p>3 <u>研究科に置く専攻及び研究科又は専攻に置く講座若しくはこれに代わる教員組織は、京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程(平成16年達示第6号)の定めるところによる。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>(研究科附属の教育研究施設及びその長)</p> <p>第23条 研究科に、当該研究科の組織に関する規程の定めるところにより、附属の教育研究施設を置く。</p> <p>2 前項の教育研究施設に長を置き、当該研究科の教授又は<u>助教授</u>をもって充てる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(学科及び学科目)</p> <p>第28条 <u>学部</u>に<u>学科</u>を置き、<u>学科</u>に<u>学科目</u>を置くことを常例とする。</p> <p>2 学部に置く<u>学科</u>及び<u>学科</u>に置く<u>学科目</u>等は、京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程の定めるところによる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(研究部門)</p> <p>第35条 附置研究所に、研究部門又はこれに代わる<u>教員組織</u>(次項において「研究部門等」という。)を置く。</p> <p>2 附置研究所に置く研究部門等は、京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程の定めるところによる。</p>	<p>(専攻及び講座)</p> <p>第20条 <u>研究科、地球環境学舎、公共政策教育部及び経営管理教育部(次項において「研究科及び教育部」という。)</u>に専攻を置き、<u>研究科、地球環境学舎、公共政策連携研究部及び経営管理研究部(次項において「研究科及び研究部」という。)</u>又は専攻に教員の役割分担及び連携の組織的な体制を確保するための教員組織として講座又はこれに代わる組織を置く。</p> <p>2 <u>研究科及び教育部</u>に置く<u>専攻並びに研究科及び研究部</u>又は専攻に置く講座若しくはこれに代わる組織は、京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程(平成16年達示第6号)の定めるところによる。</p> <p>(研究科附属の教育研究施設及びその長)</p> <p>第23条 (同 左)</p> <p>2 前項の教育研究施設に長を置き、当該研究科の教授又は<u>准教授</u>をもって充てる。</p> <p>(学科及び学科目)</p> <p>第28条 <u>学部</u>に<u>学科</u>を置くことを常例とし、<u>学部</u>又は<u>学科</u>に教員の役割分担及び連携の組織的な体制を確保するための教員組織として<u>学科目</u>又はこれに代わる組織(次項において「学科目等」という。)を置く。</p> <p>2 <u>学部</u>に置く<u>学科</u>及び<u>学部</u>又は<u>学科</u>に置く<u>学科目</u>等は、京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程の定めるところによる。</p> <p>(研究部門)</p> <p>第35条 附置研究所に、<u>教員の役割分担及び連携の組織的な体制を確保するための教員組織</u>として<u>研究部門</u>又はこれに代わる<u>組織</u>(次項において「研究部門等」という。)を置く。</p> <p>2 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>(研究所附属の研究施設及びその長)</p> <p>第37条 附置研究所に、当該附置研究所規程の定めるところにより、附属の研究施設を置く。</p> <p>2 前項の研究施設に長を置き、当該附置研究所の教授又は<u>助教授</u>をもって充てる。</p> <p>(中 略)</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設 (学内共同教育研究施設及びその長)</p> <p>第46条 京都大学に、京都大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。 放射性同位元素総合センター 環境保全センター 国際交流センター 高等教育研究開発推進センター 総合博物館 国際融合創造センター 低温物質科学研究センター フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター</p> <p>2 前項の学内共同教育研究施設の目的は、当該施設規程の定めるところによる。</p> <p>3 学内共同教育研究施設に長を置き、京都大学の教授をもって充てる。</p> <p>4 学内共同教育研究施設の長は、当該施設の協議委員会の議に基づき、総長が任命する。</p> <p>5 学内共同教育研究施設の長の選考手続は、当該施設の定めるところによる。</p> <p>6 学内共同教育研究施設の長の任期は、当該施設規程の定めるところによる。</p> <p>7 第32条(第2項を除く。)から第34条まで及び第36条の規定は、学内共同教育研究施設に準用する。</p> <p>8 学内共同教育研究施設に置く教授会の名称は、協議委員会とする。</p> <p>9 前各項に掲げるもののほか、学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、当該施設規程の定めるところによる。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(研究所附属の研究施設及びその長)</p> <p>第37条 (同 左)</p> <p>2 前項の研究施設に長を置き、当該附置研究所の教授又は<u>准教授</u>をもって充てる。</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設 (学内共同教育研究施設及びその長)</p> <p>第46条 京都大学に、京都大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。 放射性同位元素総合センター 環境保全センター 国際交流センター 高等教育研究開発推進センター 総合博物館 国際融合創造センター 低温物質科学研究センター フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター <u>こころの未来研究センター</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7 (同 左)</p> <p>8</p> <p>9</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>第5章 医療技術短期大学部</u>  <u>(医療技術短期大学部)</u></p> <p><u>第54条 法人は、国立短期大学を設置する。</u></p> <p><u>2 前項の国立短期大学の名称は、京都大学医療技術短期大学部(以下「医療技術短期大学部」という。)とする。</u></p> <p><u>3 医療技術短期大学部の学長は、総長をもって充てる。</u></p> <p><u>4 医療技術短期大学部に短期大学部長を置き、京都大学の教授をもって充てる。</u></p> <p><u>5 短期大学部長は、学長の職務を助け、医療技術短期大学部の校務を整理する。</u></p> <p><u>6 前各項に定めるもののほか、医療技術短期大学部に関し必要な事項は、医療技術短期大学部学長が定める。</u>  (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p>